

○国土交通省令第 号

道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の一部の施行に伴い、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第二項第三号、第三項及び同項第三号並びに第五項第三号並びに第二条第二項第三号、道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第一条第一項及び同項第三号並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第一項第三号の規定に基づき、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規

定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合)
 第一条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号。以下「令」という。)第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

(略)	事業の区分	(略)	国の負担の割合
(五)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域(以下単に「奄美群島区域」という。)内において行われるもののうち令第一条第一項各号のいずれかに該当するもの	十分の七	

2 令第一条第二項に規定する一般国道の改築で特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二条第一項第十八号に規定する

改正前

(令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合)
 第一条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号。以下「令」という。)第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

(略)	事業の区分	(略)	国の負担の割合
(五)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域内において行われるものうち令第一条第一項各号のいずれかに該当するもの	十分の七	

2 令第一条第二項に規定する一般国道の改築で特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二条第一項第十八号に規定する

東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業（以下単に「復興事業」という。）に該当するものに要する費用について令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数に応じ、同表の下欄に定める割合とする。

（表 略）

3・4（略）

（令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件）

第二条 令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 離島振興対策実施地域若しくは奄美群島区域内において行われるもの又は復興事業に該当するもの以外のものにあつては、次の要件を満たすものであること。

イ 一般国道の改築にあつては、道路の構造、交通の状況等を勘案して地域における道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため特に必要と認められるものであること。

ロ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市をいう。次条において同じ。）により行われるもの以外のものであること。

（令第一条第三項の国土交通省令で定める基準）

第三条 令第一条第三項の国土交通省令で定める基準は、都府県等にあっては、地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交

東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業に該当するものに要する費用について令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数に応じ、同表の下欄に定める割合とする。

（表 略）

3・4（略）

（令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件）

第二条 令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二（略）

（新設）

（令第二条第一項の国土交通省令で定める要件）

第三条 令第二条第一項の国土交通省令で定める要件は、前条各号に掲げるものとする。

付を受けていないこととする。

(令第一条第三項第三号及び第五項第三号並びに第二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物)

第四条 令第一条第三項第三号及び第五項第三号並びに第二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、横断歩道橋、防護施設及び道路を横断して設ける道路標識とする。

(令第三条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通省令で定める要件)

第四条 令第三条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、第二条各号に掲げるものとする。

（道路の修繕に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 道路の修繕に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(削る)		<p>(令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合)</p> <p>第一条 令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。</p>
(一)	(二)	
事業の区分	国の補助の割合	
<p>令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕(二)から(六)まで、次項及び第三項に規定するものを除く。</p>	<p>十分の五・五に調整指数を乗じて得た割合(調整指数が一以下である場合)であつては十分の五・五)</p>	
<p>令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕(同項第二号に該当するものに限る。)で、道路の構造、交通の状況等を勘案して地域における道路の交通の安全</p>	<p>二分の一に調整指数を乗じて得た割合(調整指数が一以下である場合)であつては二分の一)</p>	

改正前

(令第一条第一項の国土交通省令で定める要件)		<p>(令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合)</p> <p>第一条 道路の修繕に関する法令の施行に関する政令(以下「令」という。)第一条第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 一定の地域において一体として行われるものであること。</p> <p>二 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。</p>
(新設)		
事業の区分	国の補助の割合	
<p>令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕(二)から(四)まで、次項及び第三項に規定するものを除く。</p>	<p>十分の五・五に調整指数を乗じて得た割合(調整指数が一以下である場合)であつては十分の五・五)</p>	

2
5
(略)

(六) (四)	(三)	
(略)	<p>令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けていない都道府県等（都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市をいう。）により行われるもの（四から六まで、次項及び第三項に規定するものを除く。）</p>	<p>の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため特に必要と認められるもの以外のもの（三から六まで、次項及び第三項に規定するものを除く。）</p>
(略)	二分の一	

2
5
(略)

(四) (二)		
(略)		(新設)
(略)		

(令第一条第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物)

第二条 令第一条第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、横断歩道橋、防護施設及び道路を横断して設ける道路標識とする。

(新設)

(道路法施行規則の一部改正)

第三条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(道道又は道の区域内の市町村道の改築の要件)</p> <p>第十条 令第三十四条の二の三第一項第二号ニの国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(令第三十四条の二の三第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物)</p> <p>第十一条 令第三十四条の二の三第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、横断歩道橋、防護施設及び道路を横断して設ける道路標識とする。</p> <p>第十二条 (略)</p>
改正前	<p>(道道又は道の区域内の市町村道の改築の要件)</p> <p>第十条 令第三十四条の二の三第一項第四号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第十一条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の規定は、平成三十年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成二十九年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二十九年以前年度の予算に係る国の負担又は補助で平成三十年度以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十九年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。